

**認定こども園だいいち整備事業設計業務
公募型プロポーザル実施要領**

令和 7 年 1 月

小松市

1. 業務概要

(1) 業 務 名

認定こども園だいいち整備事業設計業務

(2) 業務目的

本市の公立園は、平成 28 年 4 月、矢田野第二保育所が「やたの認定こども園あおぞら」に、平成 29 年 4 月、第一保育所が「認定こども園だいいち」として、保育所から保育所型認定こども園に移行している。また、令和 4 年 4 月、旧金野保育所と旧瀬領保育所が統合した「松東こども園」が幼保連携型認定こども園へと移行しており、「那谷保育所（保育所）」を含め、様々な類型で園の運営を行っている。

前出の「認定こども園だいいち（正式名称「小松市立認定こども園だいいち」）」は、昭和 48 年に現在地に建築し築後 50 年が経過し老朽化が進んでいるため、令和 5 年度より移転改築に向けて、保護者・地域と候補地の協議を進めてきた。この度、整備計画地が決定したため、本地域の実情に応じた特性を生かし、公立園のあり方や新たな役割を果たすべく、プロポーザル競技によって広く技術提案等を募集し、創造性や技術力・問題解決に優れた設計者を選定することを目的とする。

(3) 業務内容

認定こども園だいいち移転改築に係る設計（基本・実施設計、地質調査含む。）を行うもの。事業の詳細は、別添 1 「認定こども園だいいち整備事業設計業務仕様書(以下「仕様書」という。）」のとおり

(4) 契約期間

令和 7 年 3 月下旬・4 月中旬から令和 7 年 12 月頃（9 ヶ月程度）を予定

(5) 委託上限額

37,334 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・設計業務等に係る委託契約を令和 6 年度に締結予定である。
- ・地質調査費（2 箇所）、構造計算適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に関する費用、建築確認申請に関する費用並びに各種申請及び手続に関する費用等、本業務に関する費用はすべて本業務委託費に含む。

2. 実施形式

公募型プロポーザル競技

3. 受託候補者特定までの流れ

本プロポーザル（以下特記しない限り「本件」という。）は、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、当該業務の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託候補者を 1 者特定します。

なお、本件の実施に関する事務は、下記 5. (1)の担当部署が行います。

4. 参加資格

本件参加者は、以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

また、申込みにおいて提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとします。

- (1) 本件に参加することができる者（以下「提案者」という。）は、単体企業とし、必要に応じて協力者（以下「協力事務所」という。）を設けることができる。

ア 協力事務所は、複数の提案者の協力事務所として参加することはできるが、単体企業として本件に参加することはできない。

イ 協力事務所は、本業務に対して、専門分野（総括責任者及び意匠担当技術者を除く。）について協力事務所を加えることができる（構造設計、設備設計、積算に関する協力事務所については、事務所所在地の制限を設けない。）。

ただし、この協力事務所となった者、及びその者の所属する一級建築士事務所は、
1 提案者の資格要件にかかわらず、本件における参加資格を有しない。

- (2) 建設コンサルタント等業務について、令和6年度小松市の競争入札参加有資格者であること。

- (3) 請負契約を締結できる営業所の所在地が石川県内にある者であること。

- (4) 参加申込の時点から委託契約締結日までのいずれかの日において、小松市の指名停止を受けている期間中でないこと。

- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

- (6) 本件参加資格審査の実施日において、小松市の競争入札参加停止措置を受けていないこと。

- (7) 本市及び地元・地域との協議や調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等に柔軟な対応ができる者であること。

- (8) 法人税、県税、市税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。

- (9) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は決定

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定

ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て

- (10) 小松市暴力団排除条例（平成24年小松市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。

- (11) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。

- (12) 前2号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

5. 募集方法

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒923-8650 小松市小馬出町91番地 小松市役所1階
こども家庭部子育て環境課（太田）
電話 0761-24-8054 FAX 0761-24-4312
電子メールアドレス jidou@city.komatsu.lg.jp

(2) 参加表明・実施要領等の配布及びダウンロード

本業務に参加する意思のある者（以下「事業者」という。）は、下記のとおり必要書類を提出してください。

ア 受付期間 令和7年1月7日（火）から令和7年1月27日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 実施要領等の配布場所

小松市ホームページ内「プロポーザル情報」
(<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1029/shienjigyokeikaku/15261.html>)

ウ 必要書類 ①参加表明書（様式1） 1部

エ 提出先 上記(1)の担当部署と同じ。

オ 提出方法

持参又は郵送（受付期間内必着）

※郵送の場合は書留郵便に限り、郵送した旨の報告、確認を電話すること。

※封書に「認定こども園だいいち整備事業設計業務プロポーザル参加申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対して、令和7年2月3日（月）までに「参加資格確認結果通知書」により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和7年2月10日（月）までに書面（任意様式）を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

また、募集を行った結果、参加表明を行った者が1者であった場合は、本件手続きを中止することがあります。

6. 現地見学会

当該業務及び本件の実施等に関して下記のとおり現地見学会を開催します。なお、現地見学会においては、本件に係る質問等は、一切受け付けません。

- (1) **開催日時** 令和7年1月15日(水) 午後2時から午後3時まで
- (2) **開催場所** 新園舎整備計画地(石川県小松市若杉町レ7-1)
- (3) **参加方法** 現地見学会に参加を希望する事業者は、「現地見学会参加申込書(様式2)」を作成し、上記5.(1)の担当部署に提出してください。(電子メール又はファックス可。ただし、着信確認の電話を行ってください。)
- (4) **申込期限** 令和7年1月14日(火) 12時(正午)まで(必着)

7. 質問及び回答

(1) 参加資格に関する質問

- ア 受付期間** 令和7年1月7日(火)から令和7年1月14日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- イ 質問方法** 質疑のある事業者は、質問書(様式3)を作成し、上記5.(1)の担当部署に提出してください。ただし、質問書の件名は「認定こども園だいいち整備事業設計業務の参加資格に関する質問」と明記してください(電子メール又はファックス可。ただし、受信確認の電話を行ってください)。なお、小松市立認定こども園だいいちでは、本件についての質問の回答及び資料の提供は一切行いません。
- ウ 回答日時** 令和7年1月20日(月)午後5時までに、都度質問に対する回答を行います。
- エ 回答方法** 上記5.(2)イに記載の市ホームページに掲載し、個別回答はしません。

(2) 企画提案に関する質問

- ア 受付期間** 令和7年1月27日(月)から令和7年1月31日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- イ 質問方法** 質問書(様式3)を作成し、上記5.(1)の担当部署に提出してください。(電子メール又はファックス可、ただし受信確認の電話を行ってください。)
- ウ 回答日時** 令和7年2月7日(金)午後5時までに、都度質問に対する回答を行います。
- エ 回答方法** 上記(1)エの回答方法と同じ。

8. 企画提案書等の作成及び提出

上記5.(3)による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた事業者は、下記のとおり必要書類を提出してください。

- (1) **受付期間** 令和7年2月25日(火)から令和7年3月4日(火)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

(2) 提出書類

企画提案書等一式 正本1部(下記①～④)

副本5部(下記②～④)(複写可)

企画提案書等の構成は、以下の項目をもって構成する。(①～④は、ファイル綴りにせず、クリップ等で止めて提出してください。)

①企画提案書 表紙(様式4)

②プロポーザル提案書(1)(様式5)

③プロポーザル提案書(2)(様式6)

④プロポーザル提案書(3)(様式7)

(3) 提出先 上記5.(1)の担当部署と同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送(受付期間内必着)

※郵送の場合は書留郵便に限り、郵送した旨の報告、確認を電話すること。郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けません。

※封書に「認定こども園だいいち整備事業設計業務プロポーザル企画提案書在中」と朱書きしてください。

(5) 基本方針、施設の整備方針

園舎改築についての基本方針、施設整備の方針は次のとおりで、詳細は(別添1)仕様書「3. 基本方針、施設の整備方針」で示します。

●基本方針

移転改築を機に「幼保連携型認定こども園」に類型を変更し、改築における新園舎のコンセプトに沿った整備を行うもの。

新園舎のコンセプト

「人やもの、自然との触れ合いのなか、遊び・学びをとおして、
こどもたちの好奇心や想像力を膨らませることができるこども園に」

●施設の整備方針

基本的な整備方針は以下のとおりとします。

①「安心して預けられる施設」

②「教育環境が充実した施設」

③「子育て支援の拠点施設」

④「セーフティネット施設」

⑤「地域に根付いた施設」

⑥「安全・安心、やさしい施設」

⑦「交付金の活用」

(6) プロポーザルの提案課題

本プロポーザル競技に応募する者（以下「参加表明者」という。）は、以下の課題について提案すること。

- 【課題①】 配置計画の考え方（周辺環境との関係を含む。）
- 【課題②】 施設ゾーニングの考え方
- 【課題③】 新設（改築）こども園づくりの考え方
- 【課題④】 その他／設計者として独自に考える提案

提案は、次の諸点について考慮すること。また、課題に関連した別の提案があるときは、新たな機能を施設整備計画に盛り込むことは可とする。

■配置計画は、（資料２－③）配置概要計画図を踏まえて計画すること。

なお、配置計画では、周辺道路から敷地への出入口、駐車場の位置・台数及び歩行者用アプローチ通路、園庭等の位置、建物配置等の位置、周辺道路等からの敷地計画地盤高さ（数値を記載）、建物設計地盤高さ（数値を記載）等が的確にわかるような配置図も提案すること。

■園舎について、主要諸室や規模は（資料３）必要主要諸室で示します。主要諸室は、面積も提案すること。なお、面積の記載は、（別添２）提案書記載要領の（様式－６）をご確認ください。

■施設整備費を抑制しながらも最大限の効果が図られる施設の配置、整備計画

■親と子・地域との交流をもち、繋がり、その関係を発展できる環境・施設整備

■自然災害や防犯面（不審者、クマなど）での安全対策を整え、こどもたちが安全に過ごすことができ、保護者の安心へとつながる施設整備

■感染症対策を考慮した施設整備（換気など）

■こどもたちの好奇心や創造力を膨らませることのできる遊びの空間、自然を通じ遊び・学ぶことのできる環境・施設整備

■自家用車での安全な通園、融雪など冬場の積雪・降雪に配慮した施設整備

■各種行事にも使用可能な駐車場整備

■近隣住民の方の暮らし（安全性・利便性）や生活環境の維持（園児の声、園庭の砂の飛散対策等）に配慮し周辺環境との調和を図った施設整備。周辺道路との動線考慮。

■大雨や地震など自然災害対策を考慮した整備計画

■環境負荷低減（省エネ、CO2 削減、リサイクル、自然エネルギーの利用等）に配慮した施設整備計画

(7) 企画提案書作成上の留意事項

別添２「プロポーザル提案書記載要領」のとおり

(8) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等（以下「企画提案書等」という。）は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用

しません。

ただし、情報開示請求があった場合は、下記 11. 情報の公表及び公開に記載のとおり、小松市情報公開条例(令和 5 年小松市条例第 3 号)に基づき取り扱うこととします。
イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。

ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとします。

9. 審査方法

認定こども園だいいち整備事業設計業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行います。

(1) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受けて、企画提案内容を総合的に評価します。

(2) 一次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が 4 者以上であった場合、提出された企画提案書等をもとに書類審査を行い、次のプレゼンテーション審査の対象となる 3 事業者（場合によっては 3 事業者程度）を選定します。なお、参加資格を満たすと判断された事業者が 4 者未満の場合は、一次審査を実施せずに二次審査に進むこととします。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位 3 事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が 4 者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施します。

ア 開催日時 令和 7 年 3 月 21 日（金）（予定）

イ 開催場所 小松市役所（予定）

※プレゼンテーション審査の詳細（開催日時・場所、出席者、実施時間、使用機材及び各開始時間等）については、対象となる事業者別に別途プレゼンテーション要請通知を送付します。なお、プレゼンテーションの順番は参加表明書の提出順とします。

※プレゼンテーションに使用する資料は、提出のあったプロポーザル提案書となります（提出したプロポーザル提案書と同一のもので説明するものとし、別途追記・修正・加工等を施したものは使用しないこと）。

ウ 審査項目及び審査基準

審査項目		配点	備考
①	提案チームの技術者等及び事務所の実績の評価	10	各委員一人当たり
②	業務の実施方針及び担当チームの評価	5	各委員一人当たり

③	課題に対する技術提案の評価	85	各委員一人当たり
合計		100	

(4) 選定方法

- ア 一次審査（書類審査）は、企画提案書をもとに各委員が評価の高い提案の3者を選定し、各委員が選定した票数の合計により事業者の順位を決定し、それをもとに審査会で審議を行ったうえで決定します。
- イ 二次審査（プレゼンテーション審査）は、(3) ウで定める審査項目及び審査基準をもとに各委員が得点評価し、その得点の合計により、最も優れた提案者（受託候補者）1者及び次点1者をそれぞれ選定します。なお、評価得点の合計が同点の場合は、委員会において総合的に評価・審議し順位を定めるものとします。
- ウ 受託候補者特定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

(5) 最低基準

二次審査の受託候補者の特定に当たっては、事業者の企画提案における各委員の評価得点の平均点が最低基準である50点（満点の5割）に満たないときは、当該事業者を候補者として特定しません。

10. 審査結果の通知・公表

受託候補者特定後、審査の対象となった全ての事業者に対して、令和7年3月25日（火）（予定）に審査結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、非選定となった事業者は、その理由について令和7年3月27日（木）（予定）までに書面（任意様式）を持参、郵送又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

審査結果（提案のあった事業者数、最優秀提案者（受託候補者）名・次点者名、審査項目・配点及び上位2者の評点）について、上記5. (2)イに記載の市ホームページにおいて公表します。

11. 情報の公表及び公開

(1) 基本方針

小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）に基づき、市政情報は原則公開とされていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。ただし、同条例第6条第1項第2号及び第3号において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱います。

(2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、上記 5. (2)イに記載の市ホームページにおいて、適時公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から 1 年間とします。

12. 実施日程

主な日程は下記のとおり。(□箇所は、本要領での日程記載箇所)

日時	内容
令和 7 年 1 月 7 日 (火)	募集公告、市ホームページへの掲載、実施要領の配布開始、 参加資格に関する質問受付開始 [5(2)]
1 月 14 日 (火)	参加資格に関する質問受付期限<午後 5 時> [7(1)ア]
1 月 15 日 (水)	現地見学会の開催 [6]
～1 月 20 日 (月)	参加資格に関する質問への回答 [7(1)ウ]
1 月 27 日 (月)	参加表明書提出期限<午後 5 時> [5(2)]
1 月 27 日 (月)	企画提案に関する質問受付開始 [7(2)ア]
1 月 31 日 (金)	企画提案に関する質問受付期限<午後 5 時> [7(2)ア]
2 月 3 日 (月)	参加資格確認結果の通知 [5(3)]
～2 月 7 日 (金)	企画提案に関する質問への回答 [7(2)ウ]
2 月 10 日 (月)	参加資格結果に対する質問受付期限<午後 5 時> [5(3)]
2 月 17 日 (月)	参加資格結果に対する質問への回答
2 月 25 日 (火)	企画提案書受付開始 [8(1)]
3 月 4 日 (火)	企画提案書提出期限<午後 5 時> [8(1)]
3 月 12 日 (水) <予定>	プロポーザル審査会 (一次審査 <書類審査>) (※一次審査は、4 事業者以上応募があった場合に実施)
3 月 14 日 (金) <予定>	(※実施の場合) 一次審査結果の通知
3 月 17 日 (月) <予定>	(※実施の場合) 一次審査結果に対する質問受付期限<午後 5 時>
～3 月 19 日 (水) <予定>	(※実施の場合) 一次審査結果に対する質問への回答
3 月 21 日 (金) <予定>	プロポーザル審査会 (二次審査 <プレゼンテーション審査>) [9(3)ア]
3 月 25 日 (火) <予定>	二次審査に関する選定結果の通知 [10]
3 月 27 日 (木) <予定>	二次審査結果に対する質問受付期限<午後 5 時> [10]
～3 月 31 日 (月) <予定>	二次審査結果に対する質問への回答
3 月下旬～4 月中旬<予定>	設計業務委託の契約締結

13. その他の留意事項

(1) 提出書類等の取扱い

ア 提案は、1 事業者につき 1 件とします。

イ 本件に関して提出された書類等 (以下「提出書類等」という。) は、原則として追

加・変更を認めません。ただし、市が認めた場合はこの限りではなく、市は提出書類等の追加提出・変更を求めることができますものとします。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。

エ 提出書類等は、受託候補者特定の作業に必要な範囲で複製をすることがあります。

オ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(2) 必要経費の負担

本件の参加に際して要した費用は、事業者の負担とします。

(3) 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに上記5.(1)の担当部署に電話連絡の上、参加辞退届（様式8）を当該担当部署に提出してください。

(4) 失格事項

以下に掲げるいずれかに該当することが判明した時点で、本件の参加を無効とします。

ア 上記4. の参加資格に記載した要件を満たしていない、又は受託候補者の特定までに当該要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではありません。

ウ 提出書類等に著しい不備があった場合（必要事項が未記入のもの等）、又は提出書類等の内容、提案者からの回答・報告等に虚偽の記載又は内容があった場合

エ この要領に定める手続以外の手法により、審査委員又は事務局等関係者にプロポーザル競技に対する援助を直接又は間接に求めた場合

オ 参加表明書、提案書等を複数提案した場合

カ 他の参加表明者の協力者（協力事務所）であった場合

キ ヒアリング時に説明用の追加資料等を提出した場合

ク ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合

ケ 書類の提出、回答・報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

コ プロポーザル提案書（3）9整備費等概算事業費の調査費、設計費の合計が、上記1.(5)に記載の委託上限額を超える場合

サ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を損なう行為があったと認められる場合

キ 上記事項に掲げるもののほか、適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約に関する事項

ア 本件は、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担保するものではありません。

イ 受託候補者を特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとします。特定された者は、その際に改めて見積書を提出する

こと。なお、必要に応じて双方協議の上、業務の詳細についての仕様書及び契約金額を定めるものとします。

受託候補者と契約できない場合、又は、事故等があり見積書の徴取が不可能となった場合等においては、次点者と契約することができるものとします。

ウ 当該事業を実施する上で、市が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができるものとします。

エ 受託候補者の特定以後に上記４．の参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。

オ 提案書に記載した総括責任者及び各担当技術者は、本業務に係る全てが終了するまで原則として変更できないものとします。ただし、病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由による場合には、市の承諾を得た上で、同等以上の技術力を備えた技術者等に変更することとします。また、双方協議の上、必要に応じて技術者等を追加することは可能とします。

以上